

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会
特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会

議 事 録

令和3年9月28日(火)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和3年9月28日(火)
15時00分～15時50分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員25名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員-電・整	鈴木 和幸 委員-機	岩田 雅史 委員-機
コーエンズ久美子委員-機・電	長瀬 義明 委員-機	丹 哲人 委員-機・整
本間 佳子 委員-機・部・整	長谷部泰晴 委員-機	保科 幸夫 委員-機
丸山 政己 委員-機・電・部	朝倉 義幸 委員-電	井上 弓子 委員-電
村山 永 委員-部・整	木根渕広樹 委員-部	太田 宏明 委員-電
	今田美津良 委員-部	高橋 雅之 委員-電
	今野 直路 委員-部	鈴木 合子 委員-部
	小川 修平 委員-整	原田 雅人 委員-部
	小野 英晃 委員-整	佐藤 光芳 委員-整
	高橋 英樹 委員-整	東海林 誠 委員-整

注) 機：一般機械、電：電気機械、部：自動車部品、整：自動車整備

【欠席委員】(労側委員) 柿崎 隆英 委員 - 電
(労側委員) 金子 浩 委員 - 電
(使側委員) 加藤 祐悦 委員 - 部

(事務局)

労働基準部長	横田 秀樹
賃金室長	石山 裕之
賃金指導官	中里 康浩
賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

- (1) 専門部会運営規程(案)について
- (2) 各専門部会の開催日程の調整について
- (3) その他

5 閉 会

令和3年度 山形県特定（産業別）最低賃金第1回（合同）専門部会

【R3.9.28（火）】

賃金室長 　　ただ今から、令和3年度山形地方最低賃金審議会特定最低賃金合同専門部会を開催させていただきます。

　　私は、事務局を務めさせていただいております、賃金室長の石山でございます。

　　本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。部会長及び部会長代理が決定するまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

　　本日もご参集いただきました皆様方には、9月15日付にて山形県特定最低賃金の各産業別専門部会委員として委嘱をさせていただきました。各委員の皆様には、時間の都合上、大変失礼とは存じますが、お手元のクリアファイルに辞令書を入れさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

　　委員の任期につきましては、各専門部会の所掌する審議において、異議申出期間の満了後の結審日までとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

　　また、皆様のお手元に本年度の全国の地域別最低賃金の改正状況並びに中小企業に対する最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金の概要等をまとめたパンフレットを配付させていただきました。こちら見開きの3枚になっておりまして、中を見ていただきますと青い部分が業務改善助成金の概要をまとめた部分でございます。また、後ろの方には山形を含めた全国の地域別最低賃金の金額と発効日が載っております。ご参考にいただければと思います。

　　さて、特定最低賃金専門部会は、各産業別に開催されるものでございますが、第1回目につきましては、部会長及び部会長代理の選出、専門部会運営規程や審議日程の確認等が主な内容であり、各部会共通の議題となることから、第1回に限り合同での開催とさせていただきます。

　　また、本日の審議会は公開するということになっておりましたので、傍聴の申込みの公示を行いましたところ、1名の申込みがあり傍聴いただいております。また、報道機関から1社の申込みがあったことをご報告いたします。

　　それではまず、各部会の委員の方々をご紹介します。お手元に配付しております資料No.1-1をご覧くださいと思います。

（名簿と座席表により、専門部会ごとに公・労・使の順に紹介）

賃金室長 　　なお、本日は各部会とも定足数を満たしていますので、各部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

　　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

　　労働基準部長の横田、賃金指導官の中里、賃金係長の牧野、そして私、賃

金室長の石山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、合同専門部会の開催に当たりまして、山形労働局横田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の横田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中この山形県特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

ご案内がありましたとおり、皆様方には9月15日付をもって、本専門部会の委員として任命をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本年度の山形県地域別最低賃金につきましては、去る9月2日に官報公示を行っておりまして、来月2日から29円の引上げ、822円として発効することとなっております。また、本県で設定されております4件の特定最低賃金につきましては、8月24日に改正の必要性有りとの本審議会の答申を頂きまして、山形労働局長から改正決定の諮問を即日行って、本専門部会でのご審議をお願いすることとなったところでございます。

本日は、合同専門部会ということで、各業種の第1回目になりますが、次回以降は、設定業種ごとの専門部会に分かれてご審議をお願いすることになってございます。委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中ではございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ご承知のとおり、特定最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会報告で関係労使のイニシアティブの発揮によって決定されるべきものと位置づけられております。委員の皆様方には、大変ご苦勞をお掛けするところでございますが、この専門部会では全会一致による結審となりますよう、特段のご配慮を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

賃金室長

次に、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第25条第4項により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員から選出することとされており、本年度の公益委員会議において、あらかじめ協議させていただいております。

それでは、事務局よりご報告させていただきます。

「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業」は、部会長コーエンス委員、部会長代理丸山委員です。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業」は、部会長コーエンス委員、部会長代理押野委員です。

「自動車・同附属品製造業」は、部会長村山委員、部会長代理本間委員です。

「自動車整備業」は、部会長村山委員、部会長代理本間委員です。

労側、使側の委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金室長 ありがとうございます。それではご承認いただきましたので、ご報告のとおりとさせていただきます。

この後の進行につきましては、各専門部会長を代表してコーエンズ部会長にお願いしたいと思います。

コーエンズ部会長よろしくお願いたします。

部会長
(コーエンズ委員) 各専門部会を代表して進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最初に事務局から専門部会運営規程について説明をしてください。

賃金室長 まず、お手元の資料No.1－2をご覧ください。こちらは、山形地方最低賃金審議会本審の運営規程でございます。続きまして、資料No.1－3が山形地方最低賃金審議会専門部会の運営規程でございます。

この運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められている以外の専門部会の運営について、定めているものでございます。

資料No.1－3でございますが、こちらの規程は全部で9条からなっております。

第2条は、部会の招集について

第3条は、開催方法（実地とリモート）と欠席の場合の通知について

第4条は、部会長の権限について

第5条は、部会の公開・非公開について

第6条は、議事録の作成と公開について

第7条は、部会の報告について

第8条は、部会の議決について

第9条は、規程の改廃について

それぞれ規定しております。

今回については、改定の必要はないものとして提案させていただきます。

部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いたします。

(質問等なし)

部会長 それでは、専門部会運営規程については、事務局案どおりとすることについてよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長 専門部会運営規程は、事務局案どおりといたします。(案)を削除してください。次に、その他の配付資料について説明をお願いいたします。

賃金係長 (資料No.2-1～2-2について説明)

部会長 それでは、ただ今の説明についてご質問がございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

部会長 それでは次に、次回以降の各専門部会の審議日程について審議を行いたいと思います。

事務局から各産業別の審議日程案について説明をお願いします。

賃金室長 審議日程のご提案の前に、日程の設定に当たっての基本的な考え方について説明させていただきます。

従来、この各産業別の審議につきましては、本日の合同専門部会を含めて3回以内で結審していただくことを審議会の了解事項としてございますので、よろしくをお願いいたします。昨年の審議状況を見ますと4部会とも4回、つまり予備日における審議がございました。

本年も大変お忙しい中ではありますが、各産業別の最低賃金につきましては、毎年12月25日に効力発生となるようにご審議を頂いております。そのためには10月26日までに本審での答申が必要となりますが、今年度は、審議会委員の皆様の日程の関係から、10月25日に本審が予定されております。部会の円滑なご審議により期日までに結審できますよう格段のご協力をお願いいたします。

審議日程の設定に当たっては、委員の皆様のご都合により、全ての回において全委員がそろって開催するということが大変難しく、部会長と労使の代表となる方、さらに、部会の委員の方の最大人数確保を最優先に考慮して設定させていただきましたので、皆様のご了解を頂けますようよろしくお願い申し上げます。

それでは日程について提案させていただきます。資料No.1-4をご覧くださいと思います。こちらが日程表でございます。

(資料No.1-4説明)

部会長 ただ今の事務局案につきまして、各専門部会の委員の皆様いかがでしょうか。

丹 委 員 質問いいですか。

部 会 長 はい、どうぞ。

丹 委 員 室長が今説明なさった、部会は3回以内で原則結審するというのはどこに書いてあるのでしょうか。

賃金室長 この場でお答えできれば一番よかったですけれども、席に戻ればあるかと思いますので宿題とさせていただきます、後日責任をもってご回答させていただきますと思います。

丹 委 員 規定とか何か縛りがあるんですか。

部 会 長 運営規程の方には書かれてなくて、これまでの審議会の了解事項としてずっと申し送りされてきていると私は記憶しているんですけども。村山先生そんな感じでしょうか。

村山委員 おそらくそうですね。

賃金室長 ただ今のご質問の件ですけれども、平成16年1月23日に開催されました山形地方最低賃金審議会の全員協議会報告として、3回以内とし全会一致で結審するように努めることとするということで、そのときの報告のまとめがされているようでございます。

丹 委 員 全員協議会というのは何ですか。

賃金室長 近年この協議会の開催がなくて、お時間を頂戴して調べさせていただければと思います。大変恐縮ですが宿題とさせていただきます。

部 会 長 とりあえず規定ではなく、これまでの申し送りとなっておりますが、明日二つの部会があります。各専門部会のほうで事務局から説明いただき、そこでご了解いただくというような形でよろしいでしょうか。

丹 委 員 毎年のように申し上げているかもしれませんが、今日第1回目で実質の金額審議を全然やらないんです。ですから3回でというと、実質2回目と3回目の2回で決めなくてはいけないということです。それは時々の状況でやっぱり難しいということです。ですから、申し送り事項があるんですしたら、努力目標というんですか、それを改めてほしい。3回以内でということであれば、第1回の合同部会を除いた3回でというふうにやっていただけないかということをお願いしたいです。毎年毎年、我々はそのまま異議を挟まないで承認してきましたけれども、平成16年の全員協議会が果たしてどう

いうものなのか、審議会のメンバー、特賃のメンバーが全員の合同部会のようなものを指しているのかどうかということも含めて、ちゃんと考えましょうということをお願いします。

村山委員

平成16年といいますと、この中に当時のことが分かる人はいないということですので、全員協議会という言い方をしているのは、おそらくは正式な審議会ではないけれども本審メンバー全員が集まって協議をして、一応そういうことにしようとかくまで努力義務の形になっていますので、そういう意味では、これを破ったからといって何か特別なことがあるわけではない、ただそういうつもりでみんなが努力しましょうという範囲での取決めだという理解でよいのではないかと思います。ですので、実際上は予備日も使うのがむしろ普通の形でやってきていますので、実質の審議が3回と合同が1回というような枠の中でこれまでやってきているのであろうと思います。あとは実際上それでもなおというような審議の場面に遭遇するようであれば、そのときにはその場その場の判断で、それぞれ皆さんの合意が取り付けられれば更に回を重ねるということはありません。少なくとも、それを行っても違法にはならないと解釈していいんだらうと思うところです。

ちなみに中央の審議会の方でも、要覧を見ますと全員協議会という形の会議があって、それに基づく報告が出されているときがありますね。例えば最賃決定要覧178ページに載っている、平成29年3月の中賃の全員協議会報告というのがありますので、本来の議決をする審議会とまた違う意味で、メンバーが集まっているいろいろ審議の仕方とかそういうことを話す機会として全員協議会というものがあるのだらうと想像されます。今後は何回やるのがよいのかを話し合っている程度の合意を得ていくということであれば、改めて全員協議会を開くか、あるいは本審議会の中で協議の時間を取るとか、そんな形でやっていくことが考えられると思います。

部会長

村山先生ありがとうございました。いずれにせよ、これまでの経緯については少し宿題という形で、調べられるところはお知らせいただきたいと思います。村山先生のほうからお話ありましたように、実質的に最後には合意に達するように皆様方ご協力をお願いしたいところですので、その回数については適宜協議をさせていただきたいと思います。

今、丹委員の方からご意見ありましたことにつきましても、村山先生からお話ありましたように、どこかの時点で意見交換ができればと思いますし、今後の記録としても残しておきたいと考えております。

労側の皆さんはよろしいでしょうか。ご意見があればお願いします。

小川委員

今の件に関連してですけれども、部会のやり方を変えたときに、発効日が更に遅くなるということでは労側としては賛成しかねます。なので、運営を改正することになって発効日が前倒しされるということであれば、私たちも十分協力いたしますけれども、後にずれるということには協力できないとい

うふうに考えます。

部会長 ありがとうございます。それらを踏まえて皆様方のご協力をお願いしたい
と思います。よろしく願いいたします。

部会長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

部会長 よろしいでしょうか。

部会長 では、ただ今の事務局の案につきまして、各専門部会の委員の皆様いかが
でしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

部会長 ありがとうございます。では、日時、場所等について、事務局から再度確
認をお願いします。

賃金室長 (資料No.1－4で決定された日程と場所等について再説明)

部会長 ありがとうございます。次回の各部会についてですけれども、次回以降
は非公開で行いたいと考えますが、これについてご意見等ございませんで
しょうか。

(意見なし)

部会長 よろしいでしょうか。それでは、そのほか事務局から何かありましたらお
願いいたします。

賃金室長 ご報告が1点ございます。

先の第4回本審において、特定最賃に係る意見聴取については、公示に
より意見を求め、その結果を専門部会に報告する旨申し上げておりました。

そこで、山形労働局長から審議会に対し特定最賃の諮問を行った後、9月
14日までの間、4産業に係る特定最賃の改正決定に係る関係労働者及び使
用者の意見聴取に係る公示を行いました。意見の提出はなかったことをご
報告いたします。

部会長 ありがとうございます。今までのところで、あるいはその他のことで各委
員の方から何か質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

部会長 それでは、労使各委員ともお忙しい中での審議となりますけれども、部会においては、十分なお議論を重ねていただきまして全会一致で結審できるようお願いいたします。

 本日の合同部会は、各委員の皆様のご協力によりまして、円滑に進めることができましたことに感謝申し上げます。

 最後に事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 お願いが1点ございます。

 特定最賃専門部会の開催日程が今しがた承認されましたので、早速明日に第1回の部会、一般機械と電気機械の皆様に明日の出欠表をお渡ししておりますので、もし差し支えなければこの場でご記入を頂ければと思っております。

 それと、部会終了後の打合せの会場につきましては、使側委員の皆様には相談室Aをご準備させていただいております。労側委員の皆様には相談室Bをご用意させていただいておりますので、ご利用いただきたいと思います。

 以上でございます。よろしくお願いいたします。

部会長 皆様の方から何かほかにありますでしょうか。なければ、これで本日の合同専門部会を終了いたします。お疲れ様でした。